

登米市（仮称）地域交流センター整備基本方針



令和5年10月

登 米 市

《 目 次 》

1	施設整備の背景	1
2	施設整備の必要性	1
3	複合化を検討する機能	1
4	各施設の現状と課題	2
	（1）迫公民館	2
	（2）迫保健センター	3
	（3）図書館	4
	（4）行政機能	5
5	施設整備に向けた基本的な考え方並びに基本方針	6
6	財源	7
7	推進体制	8
8	今後の事業計画	9

1 施設整備の背景

近年、急速に進展する人口減少と少子高齢化社会、多様化する市民ニーズや高度情報化社会への対応など、行政需要が大きく変化する中、老朽化した公共施設をどう維持・更新するのかという課題を抱えながら、市民生活を支えるサービスをこれまでと同様に提供していくことは、将来的に対応が困難となります。

また、本市の中心市街地においては、空き地や空き店舗が増加するなど空洞化が進展し、かつてのにぎわいが失われつつある厳しい状況にあります。

これらの課題に対応するため、本市では立地適正化計画の策定を進めており、今後、更新時期を迎える公共施設の再編に伴う市街地の都市機能の集約や、拠点となる市街地周辺への緩やかな居住誘導によるコンパクトな拠点づくりとともに、拠点内及び地域間を公共交通で結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現による持続可能なまちづくりに取り組むこととしています。

このような考え方の下、立地適正化計画において都市機能誘導施設として位置づける地域交流センターの整備を具現化するため、公民館や図書館、市民交流などの機能に加え、行政機能を含めた多機能型複合施設を整備することにより、利便性の高い市民サービスを提供するとともに、世代の枠を超え、広く市民が集いにぎわう交流拠点を創設し、中心市街地のにぎわい創出に向けた取組を進めることとしています。

2 施設整備の必要性

施設整備に当たっては、市民の利便性向上や将来的な行政コスト縮減を図るほか、魅力にあふれ、にぎわいと活力に満ちたまちなかの再生に向けた取組を進める必要があります。

既存の公共施設は老朽化が進んでおり、このまま使い続けた場合、近い将来、耐用年数を迎え、施設の更新が迫られますが、その時点で活用できる有利な財源が見通せないため、多額の財政負担を強いられることが想定されます。

将来への負担を出来るだけ少なく、次世代へ引き継ぐ施設の整備を進めるためには、償還時に地方交付税措置が見込まれる合併特例債の発行期限が令和12年度までと差し迫っていることから、この機会を逃すことなく、まちづくりの核となる多機能型複合施設の整備を行うものです。

3 複合化を検討する機能

- ① 市民交流機能（現在の迫公民館に加え、市民交流スペースを新たに配置）
- ② 保健センター機能（現在の迫保健センター）
- ③ 図書館機能（3館に分散している図書館(室)を集約）
- ④ 議会機能（現在、迫庁舎内にある議会関連諸室）
- ⑤ 行政機能（迫庁舎・中田庁舎・南方庁舎にある本庁機能を集約）

4 各施設の現状と課題

昭和50年建築の迫庁舎(築48年)をはじめ、昭和57年建築の迫保健センター(築41年)、昭和58年建築の迫公民館(築40年)など、各施設とも老朽化が進んでおり、将来的な維持管理コストの増加が懸念されます。

また、運用面においても、施設の狭隘化のため、市民ニーズに応えられていないなど、様々な課題を抱えています。

各施設の現状と課題について、以下のとおり整理します。

(1) 迫公民館

① 施設概要

設置場所	迫町佐沼字中江二丁目6番地1
竣工年月	昭和58(1983)年3月(築40年)
延床面積	1,646.99㎡
構造	鉄筋コンクリート造

② 現状と課題

・施設の老朽化

施設の老朽化(築40年)が進み、このまま施設を維持していくためには、大規模な改修に加え、定期的な修繕など維持管理コストの増加が懸念されます。

・不十分なユニバーサルデザインへの対応

貸し出し施設の多くが2階に配置されていますが、エレベーターが無く、階段を利用する必要があるため、高齢者等の施設利用に負担がかかる形状となっています。

・駐車場(市役所側)利用時の安全性確保

施設利用者の大半が利用する市役所駐車場に行くためには、市道を横断する必要があり、夜間を初めとして、施設移動時の安全性に課題があります。

・利用者に対して部屋数が不足

定期利用団体が多く、施設利用を希望する需要に対して、貸し出し施設の数が増えず、新規団体等が利用し難い状況にあります。

【参考】

年度	利用者数	備考
H29	63,522人 (5,000件)	
H30	58,917人 (4,912件)	
R元 (H31)	54,555人 (4,394件)	
R2	23,147人 (2,736件)	コロナ禍
R3	27,870人 (2,925件)	コロナ禍

・限定的な冷房設備の設置

冷房設備が完備されていない部屋があり、夏場の施設利用に支障をきたしています。

・音楽室の設備不足

防音設備が古く十分な機能を有していないため、他の部屋に振動が伝わる和太鼓やバンド演奏等に用いるアンプスピーカー等の使用を制限しています。

(2) 迫保健センター

① 施設概要

設置場所	迫町佐沼字中江二丁目6番地1
竣工年月	昭和57(1982)年4月(築41年)
延床面積	532.54㎡
構造	鉄筋コンクリート造

② 現状と課題

・施設の老朽化

市内で最も人口が密集する迫地区をカバーする施設であり、迫地域の保健事業の拠点施設です。施設の老朽化(築41年)が進んでおり、今後も機能を維持していくためには、施設の改修に加え、定期的な修繕など維持管理コストの増加が懸念されます。

・施設の狭隘化

各種検診において、個室を必要とする検査項目がありますが、部屋数等が少なく、和室を工夫しながら対応している状況にあります。また、乳幼児用のおむつ交換の場所が確保できず、利用者の要望に応えられない施設形状になっています。

・不十分なユニバーサルデザインへの対応

各種検診に活用されるため、子ども連れや高齢者の利用が多くありますが、施設利用時に靴の履き替えが必要で、利用者の負担につながっています。

また、検診時にも活用している和室等に段差があり、バリアフリーに対応した施設形状になっていません。

(3) 図書館

① 施設概要

	迫図書館	登米図書館	中田図書室
設置場所	迫町佐沼字上舟丁20番地1	登米町寺池日子待井391	中田町上沼字館43番地
竣工年月	昭和48(1973)年頃 (築50年)	昭和47(1972)年12月 (築51年)	昭和59(1984)年2月 (築39年)
延床面積	720㎡	124㎡	358㎡
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
備考	旧佐沼警察署を活用	登米公民館内	中田生涯学習センター内

② 現状と課題

・3館に分散していることによる非効率な図書館運営

3館に分散していることで、図書(資料)及び人員が分散され、レファレンス・サービス等においても効率の良い運営となっていません。

・低水準な蔵書数と収蔵能力

現在の蔵書冊数は3館合わせても12万冊であり、図書館協会による人口規模をベースにした蔵書の基準(30万冊)の4割程度と低水準となっています。

しかし、現在の蔵書数であっても迫図書館及び登米図書館においては、図書の収蔵能力がほぼ限界に達しています。

・少ない閲覧・学習・子ども向けのスペース

迫図書館及び登米図書館は、開架スペースを確保するため、閲覧スペースを可能な限り縮小している状況にあります。現状の施設構造では新たな閲覧・学習・子ども向けのスペースを確保することが困難です。

・短い開館時間

現在の開館時間は午前9時から午後5時までと、学校や仕事の帰りには利用しにくい時間帯となっています。また、毎週月曜日と祝日(中田図書室は毎週月曜日)は、休館日になっており、様々な世代の方々が利用しやすい運営体制であるとは言い難い状況です。

(4) 行政機能

① 施設概要

	迫庁舎	中田庁舎	南方庁舎
設置場所	迫町佐沼字中江二丁目6番地1	中田町上沼字西桜場18	南方町新高石浦130
竣工年月	昭和50(1975)年1月 (築48年)	昭和62(1987)年9月 (築36年)	平成16(2004)年10月 (築19年)
延床面積	5,565.37㎡	4,624.78㎡	3,722.28㎡
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造

② 現状と課題

・施設の老朽化の進行

本庁機能を有する3庁舎のうち、迫庁舎（築48年）及び中田庁舎（築36年）の老朽化が進んでおり、このまま施設を維持していくためには、大規模な改修に加え、定期的な修繕など維持管理コストの増加が懸念されます。

また、迫庁舎については、平成30年度に行った基礎杭損傷度調査において、基礎杭に座屈（7か所調査した内の1か所）の疑いがあり、その後においては、安全確認のため、建物の沈下や傾きを調査・観測している状況にあります。

・本庁機能の分散による市民サービス・事務効率の低下

本庁機能が迫庁舎・中田庁舎・南方庁舎に分散しており、市民へワンストップでのサービス提供がし難い環境となっています。また、職員が事務決裁手続きや打合せ、会議等を行う際に庁舎間を移動する必要があり、効率的な事務を行うことができていません。

【参考】平成25年度調査

職員の年間延べ移動距離	63,180km
延べ移動時間	2,439時間

・施設の狭隘化（迫庁舎・南方庁舎）

迫庁舎では、窓口の待合スペースや相談スペースが狭隘であり、混雑時には立ったまま待っている人がいる状況にあります。施設の形状から新たなスペースを確保することが難しい状況です。南方庁舎では、執務スペースが狭隘しており、また、会議スペースも不足している状況にあります。

さらに、迫庁舎は建物としての拡張性や柔軟性が乏しいため、社会情勢に適合した組織改編等に対応することが困難です。

・不十分なユニバーサルデザインへの対応（迫庁舎・中田庁舎）

庁舎は、不特定多数の人々が利用する公共の建物であり、全ての利用者に優しく、利用しやすいように整備する必要がありますが、現在の迫・中田庁舎については、手すりやスロープの設置にとどまっており、十分なバリアフリーの構造になっていません。

5 施設整備に向けた基本的な考え方並びに基本方針

(仮称) 地域交流センターの整備の必要性や各施設の現状と課題等を踏まえ、施設整備の基本的な考え方を整理し、以下のとおり基本方針を設定します。

基本方針 1 利便性が高く、誰もが行きたくなる施設

基本方針 2 まちの顔として、魅力の向上と多くの人々が出会い学びと交流が生まれる施設

基本方針 3 市民の生活を支え、安全で安心して利用できる施設

基本方針 4 環境に配慮し、機能的で将来に負担をかけない施設

**基本方針 5 施設の方向性については集約型又はエリア内分散型、建設場所は
迫中江中央公園付近エリア**

【基本方針 1 考え方】

- ・ ユニバーサルデザイン[※]に対応し、誰もが使いやすく、気軽に立ち寄れ、心地よく過ごせる施設とする。
 - ・ 時代の変化や市民ニーズにも柔軟に対応でき、長期にわたり利用することができる施設とする。
- ※ ユニバーサルデザインとは、障がいの有無にかかわらず、はじめから誰もが使いやすく利用できる施設等を設計すること。

利便性が高く、誰もが行きたくなる施設

【基本方針 2 考え方】

- ・ まちのにぎわいを将来に渡ってけん引するまちづくりのシンボルとして、市民に親しまれ、誇りと愛着を感じることができる施設とする。
- ・ 新たな市民・文化活動のきっかけと利用者の交流促進が図られることで、にぎわいと活気が生まれ、この施設を拠点としてまちなかへの回遊性向上につなげる。
- ・ まちなかに創出されるにぎわいと活気を、魅力あふれる中心市街地の形成につなげる。

まちの顔として、魅力の向上と多くの人々が出会い学びと交流が生まれる施設

【基本方針 3 考え方】

- ・ 大地震等の災害に対する高い耐震性・安全性を確保し、安心して快適に利用できる施設とする。
- ・ 市民生活に必要な情報や本市の魅力を市内外に発信する機能を備えた、情報発信の核となる施設とする。

市民の生活を支え、安全で安心して利用できる施設

【基本方針 4 考え方】

- ・ 省エネルギー化や再生可能エネルギーの積極的な導入により、環境負荷やライフサイクルコスト[※]の低減に配慮した施設とする。
- ・ 計画的な維持管理や運営まで考慮したシンプルで機能的な施設とする。

※ ライフサイクルコストとは、建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。

環境に配慮し、機能的で将来に負担をかけない施設

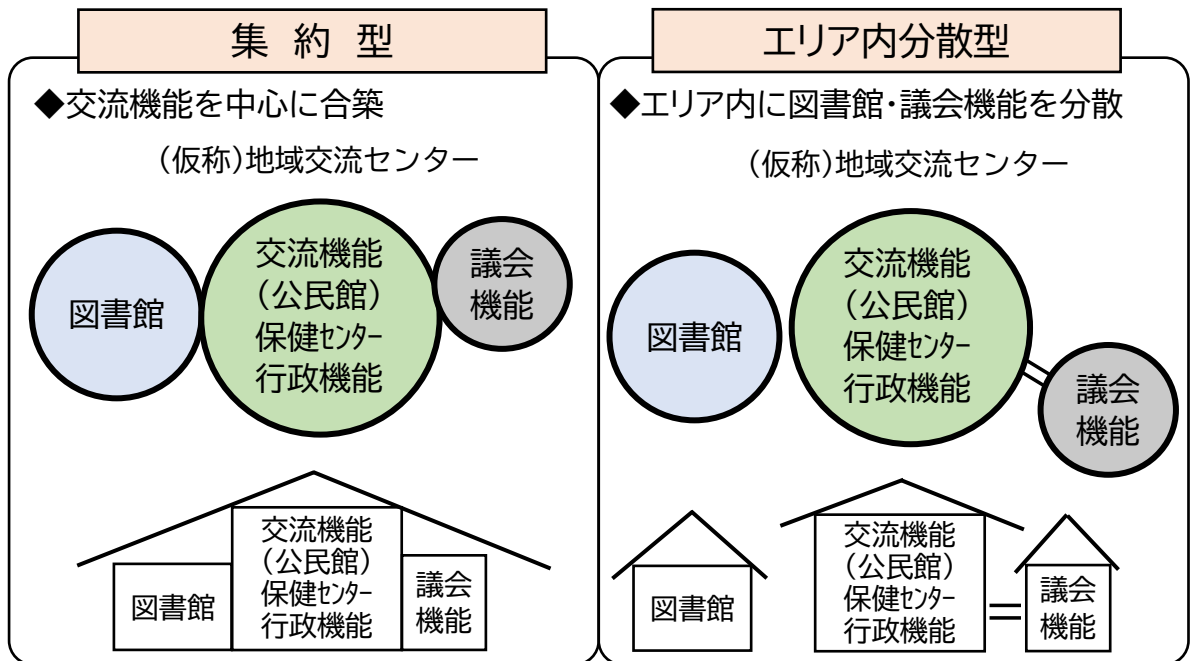
【基本方針5 考え方】

- ・ 立地適正化計画において、迫中江中央公園付近が中心市街地として位置づけられており、このエリアに複数の機能を集約する。
- ・ 一体的に市民が利用しやすく、にぎわいが生まれるという点や集約化していくことにより、コンパクトな施設建設が可能となり、今後、事業費の抑制にもつながる。



施設の方向性については集約型又はエリア内分散型、建設場所は迫中江中央公園付近エリア

【整備パターンのイメージ例】



6 財源

施設整備に当たっては、将来世代にわたる財政負担の平準化を図るため、地方債（合併特例債）を活用するほか、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画の策定により活用できる国庫補助金（都市構造再編集中支援事業補助金）を活用するなど、市の負担を最小限に抑えることができるよう検討します。

(1) 地方債（合併特例債）

合併特例債（発行期限が令和12年度まで）は、適債経費に対して充当率95%で活用できるほか、元利償還金に対する地方交付税措置（元利償還金の70%が基準財政需要額に算入）が見込める有利な財源となります。

(2) 国庫補助金（都市構造再編集中支援事業補助金）

立地適正化計画に基づく取組等に対し、集中的に支援するために創設された補助金であり、対象事業のうち、高次都市施設に該当する地域交流センター及び図書館については、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内であれば、それぞれ交付対象事業費の50%の補助（交付限度額算定対象となる事業費として原則21億円が上限）が受けられます。

(3) その他

その他の利用できる補助金等の活用について、引き続き調査していきます。

7 推進体制

（仮称）地域交流センター整備基本構想及び基本計画の策定に向けた推進体制として、以下のとおり会議体を設置し、庁内外において整備に向けた検討を行います。

(1) （仮称）地域交流センター整備検討委員会

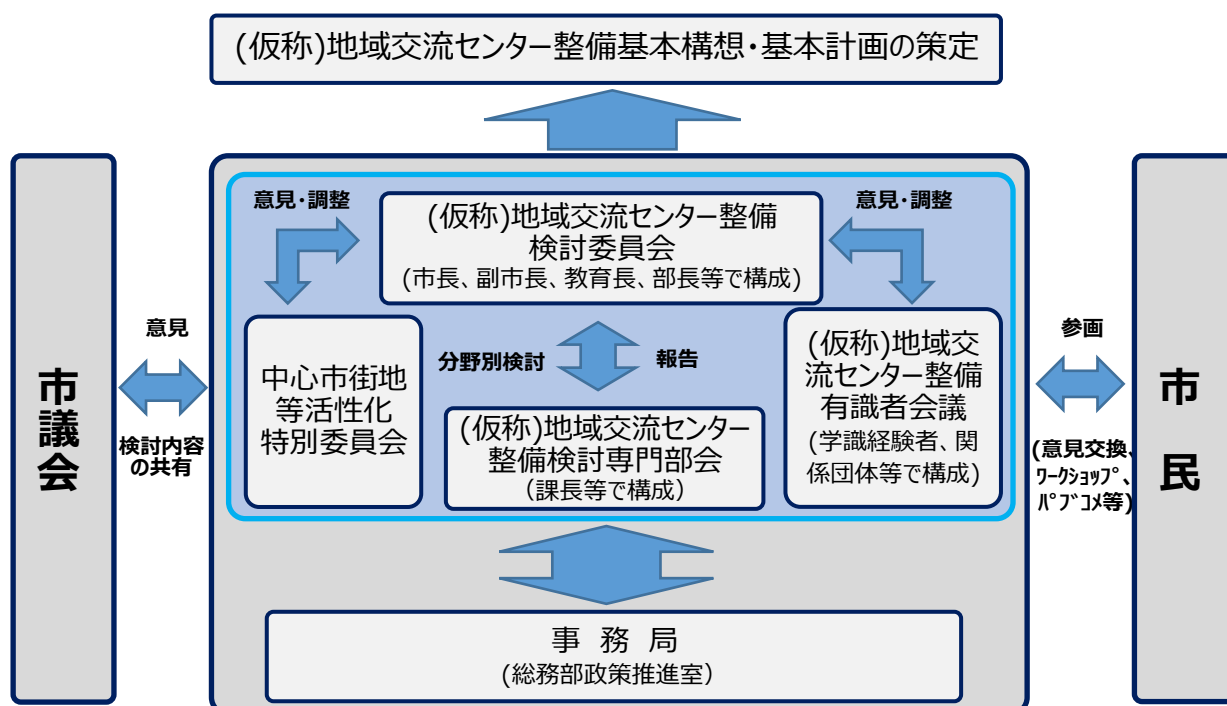
市長、副市長、教育長、部長等で構成し、（仮称）地域交流センターの整備に向けた検討を行う。

(2) （仮称）地域交流センター整備検討専門部会

各課長等で構成し、（仮称）地域交流センター整備検討委員会の下部組織として、機能分野ごとの検討を行う。

(3) （仮称）地域交流センター整備有識者会議

学識経験者（大学教授）、市民団体の代表者等で構成し、市で検討した内容に関して、専門的見地、市民視点等から検討を行う。



8 今後の事業計画

この基本方針の内容を踏まえ、今後は（仮称）地域交流センターの整備に向けた基本構想及び基本計画の策定に着手し、より具体的な検討を進めます。

なお、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、議会が設置した中心市街地等活性化特別委員会において審議いただくほか、「7 推進体制」に示した体制により検討を進めていきます。

【想定スケジュール】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想・基本計画	基本構想・基本計画							
基本設計・実施設計			基本設計・実施設計					
建築工事					建築工事			
解体工事							解体工事	
外構・附帯工事							外構・附帯工事	



登米市